

下水道分野における  
コンセッションを含むPPP/PFIについての説明会

PPP/PFIに関する下水道分野での動向について

平成28年7月27日

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

# 政府におけるPPP/PFIに関する動向（平成28年度）

## 「日本再興戦略 2016」

産業競争力会議（日本経済再生本部）  
平成28年6月2日閣議決定

### ○PPP/PFI の活用拡大等

・この目標を前提に、PPP/PFI の重要な柱である公共施設等運営権方式の更なる活用拡大に向けた取組が必要であり、大阪市の水道事業、福岡市のウォーターフロント再開発・公共施設等運営権案件、北海道の複数空港などの先行案件が克服すべき課題に着実に対処することとする。具体的には、公共施設等運営権方式が対象とする分野を、「空港、文教施設、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設など国内外訪問客増加等による需要拡大に対応した分野（成長対応分野）」と「有料道路、水道、下水道、公営住宅など人口減少による需要減少等に対応したアセットマネジメントの高度化や新規事業開発が必要な分野（成熟対応分野）」に分類し、以下の取組を行う。

（関連部分のみ抜粋）

## 経済財政運営と改革の基本方針2016

経済財政諮問会議  
平成28年6月2日閣議決定

### ○成長戦略の加速等

#### ・PPP/PFIの推進

公共施設等の整備・運営への民間のビジネス機会を拡大するため、国及び人口20万人以上の地方公共団体等における実効ある優先的検討の枠組みの構築・運用、地域の民間事業者の案件形成力を高めるための地域プラットフォームの形成・活用、民間資金等活用事業推進機構の活用等により具体的な案件形成を図り、地域経済の好循環を促していく。

#### ・都市の活力の向上等

上下水道等については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を行うとともに、コンセッション事業を推進するほか、多様なPPP/PFIの活用を検討する。

（関連部分のみ抜粋）

# PPP/PFI推進アクションプラン(概要)

## 改定のポイント

◆平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定

- ・平成25、26年度の実績をフォローアップし、**新たな事業規模目標**を設定
- ・コンセッション事業等の**重点分野**に**文教施設**及び**公営住宅**を追加
- ・**時間軸**を定め、**担当府省**を明確にした**具体的施策**

## 事業規模目標

**2.1兆円** (平成25～34年度の10年間) ← 現行目標は1.0～1.2兆円  
(コンセッション事業：7兆円、収益型事業：5兆円、公的不動産利活用事業：4兆円、その他の事業：5兆円)

## PPP/PFI推進のための施策

### (1) コンセッション事業の推進

- コンセッション事業**の具体化のため、**3年間の集中強化期間の重点分野**及び**目標**の設定
- ・同事業に発展し得る事業類型を含めた目標設定
- ・複数施設の運営を一括して事業化する「**バンドリング**」の推進
- ・コンセッション事業推進の**ディスインセンティブ**となる制度上の問題の解消
- 将来的にコンセッション事業に発展し得る**収益型事業**について、**人口20万人以上の地方公共団体で実施**を目指す

### (2) 実効ある優先的検討の推進

- 優先的検討規程の策定と的確な運用
- ・平成28年度末までに、**全ての人口20万人以上の地方公共団体等**において**優先的検討規程**を策定
- ・実効ある運用のための手引の策定や支援事業の実施
- ・運用フォローアップと適正化、優良事例の横展開
- ・上下水道の重点分野における優先的検討の参考となるガイドラインの策定
- 公的不動産利活用事業**について、**人口20万人以上の地方公共団体で平均2件程度**の実施を目指す

### (3) 地域のPPP/PFI力の強化

- 地域プラットフォーム**を通じた案件形成の推進
- ・平成30年度末までに、人口20万人以上の地方公共団体を中心に全国で**地域プラットフォームを47以上**形成
- ・地域プラットフォームを活用した**民間提案の仕組み**の検討
- ・案件形成につながる継続的な運営を前提とした地域プラットフォームの形成支援
- ・モデル事例等をまとめた運用マニュアルの作成
- PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のための**コンサルティング機能**の積極的な活用

## コンセッション事業等の重点分野

空港【6件】、水道【6件】、下水道【6件】、道路【1件】(平成26～28年度)  
**文教施設**【3件】(平成28～30年度)  
**公営住宅**※【6件】(平成28～30年度) ※収益型事業や公的不動産利活用事業も含む。

## PDCAサイクル

毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

▶ **新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制** ▶ **経済財政一体改革への貢献**

2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に寄与

# 下水道事業におけるPPP/PFIの実施状況

## 【PPP/PFIの実施状況】

- 管路施設や下水処理施設の管理については9割以上が民間委託を導入済み。
- 下水道施設の巡視・点検・調査・清掃、運転管理・薬品燃料調達・修繕などを一括して複数年にわたり民間に委ねる「包括的民間委託」は約390件導入されている。下水汚泥を利用してガス発電や固形燃料化を行うPFI事業等は29件実施されており、それぞれ件数は近年増加中。
- 新たなPFI方式であるコンセッションの導入を浜松市、大阪市が検討中であり、国土交通省より、実施方針や契約関係書類の作成等について支援。

## 【国土交通省の取組】

- 多種多様なPPP/PFIを促進すべく、ガイドラインの整備、各種会議での情報提供、技術的助言等を実施。
- さらに、PPP/PFIの導入を先進的に行っている、もしくは導入に意欲のある地方公共団体を募り、検討会を設置して、具体的な導入検討や先進事例の横展開等を実施。

## 下水道施設

(件数はH27.12月時点 国土交通省調査による)

管渠等  
(全国約46万km)

水処理施設

処理施設(全国約2,200箇所)

汚泥処理施設

下水汚泥  
有効利用施設

包括的民間委託(管渠)  
約10件

包括的民間委託(処理場)  
約380件

・PFI事業: 11件  
・DBO事業: 18件

# PPP/PFIの実施事例

## 下水汚泥の有効利用



大阪市 平野下水処理場

## 収益施設の併設・土地活用



東京都 芝浦水再生センター

## 処理場上部空間・バイオガスの有効利用



神戸市 垂水処理場

汚泥固形燃料化PFI事業  
(H26.4運転開始)  
<事業費 約177億円>

○民間企業が汚泥燃料化設備の設計・建設・維持管理(20年間)を行い、炭化燃料化物を電力会社に販売。

雨水貯留施設と民間商業ビルの合築(H27.5開業)  
<借地権設定対価 約860億円>

○東京都は、下水処理場の敷地の借地権(30年間)を民間企業に譲渡し、その対価として商業ビルのオフィス床を取得。  
○そのオフィス床を貸し付け、長期安定収益を確保。  
○ビルの空調に下水熱を活用し、トイレ洗浄水に再生水を利用。

メガソーラーとバイオガスのダブル発電(H26.3運転開始)  
<年間売電収入 約1億7千万円(見込み)>  
※上記の約2割が市の収入。

○神戸市は、民間企業に下水処理場の敷地、消化ガスを提供。  
○民間企業は発電事業を行い、売電収入の一部を市に支払い。

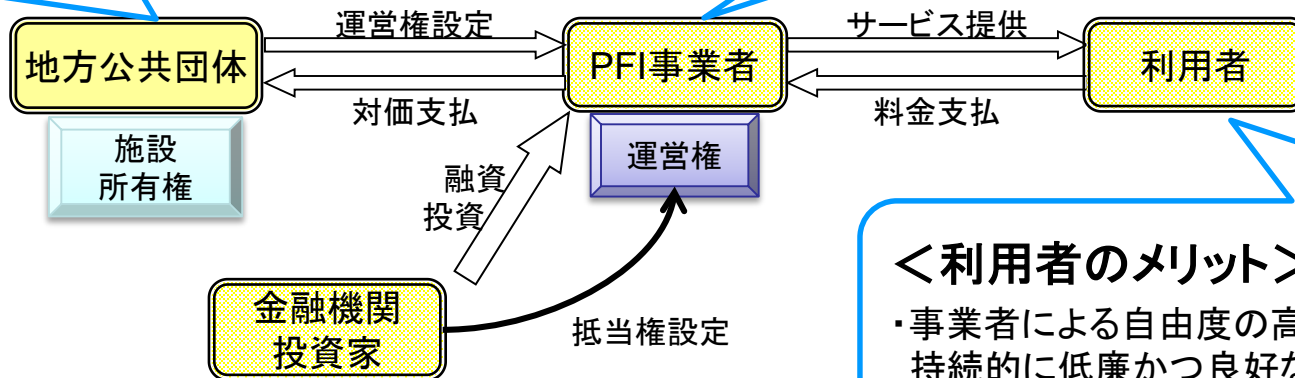
# 下水道分野におけるコンセッションのメリット

## ＜地方公共団体のメリット＞

- ・民間の技術力やノウハウを活かした老朽化対策等の促進
- ・技術職員の高齢化や減少に対応した技術承継の円滑化
- ・発注ロットの増大・業務のパッケージ化によるコスト削減
- ・個別工事の発注や管理を包括的に民間に委ね、地方公共団体はモニタリングや事業計画・経営計画の策定等の管理者業務に専念
- ・民間の技術力・流通ノウハウを活かした、長期安定的な事業の継続が可能(汚泥利用事業)

## ＜民間事業者のメリット＞

- ・期間・規模面での事業のスケールアップ  
⇒ 地元企業を含めた民間の事業機会の創出  
地域雇用の安定化
- ・事業運営・経営についての裁量の拡大
- ・事業運営に関するトータルマネジメント力の獲得による国内外における企業競争力の向上



## ＜金融機関・投資家のメリット＞

- ・投資機会の拡大
- ・金融機関の担保が安定化(抵当権の設定)
- ・投資家の投資リスクが低下(運営権の譲渡)

## ＜利用者のメリット＞

- ・事業者による自由度の高い運営により、持続的に低廉かつ良好なサービスを受

# 包括的民間委託からコンセッションへの移行について

## 包括的民間委託

## コンセッション

期間

3～5年が一般的

長期が一般的  
(浜松市は20年)

業務範囲

維持管理業務が中心

改築等への拡大も可能

事業運営

性能発注等による  
民間の裁量確保

民間の裁量拡大による  
事業運営の効率化

債務負担行為の  
設定

必要

使用料で運営する範囲は不要  
(必要に応じて長期の設定も可能)

地域活性化

短期の雇用機会創出  
(地元企業の活用は可能)

より長期の雇用安定化  
(地元企業の活用は可能)

汚泥利用事業

施設の耐用年数や利用先の  
観点から短期では実施が困難

汚泥利用を  
長期安定的に実施

官民双方にメリット

# 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会

■趣旨： 老朽化施設の増大や執行体制の脆弱化が進む中、下水道の機能・サービスの水準を持続的に確保していくためモデル都市における検討等を通じ、多様なPPP/PFI手法の導入に向けた方策やノウハウ等を検討・共有する。

■参加都市： 小松市、山元町、いわき市、佐野市、多摩市、三浦市  
塩尻市、浜松市、富山市、黒部市、大阪市、大阪狭山市  
河内長野市、宇部市、高知市、香美市、富士市、田原市  
かほく市、埼玉県、奈良市、柏市、秋田県、滋賀県  
(計24自治体)  
オブザーバー：宮城県、堺市、横浜市、日本下水道協会  
日本下水道事業団 今後、適宜追加予定

■開催実績： 第1回…平成27年10月8日 第4回…平成28年5月31日  
第2回…平成28年1月13日  
第3回…平成28年3月9日

## ■検討の進め方：

### (1) PPP/PFIを導入した際のモニタリングや管理者側の技術力の維持

○官民分担、官民共同出資のSPC等の活用、公務員派遣制度、モニタリング基準

### (2) 地元企業が参画するスキームの構築

○地元企業の活用、プロポーザルの参加資格や民間企業選定の審査項目の調整

### (3) 競争性・公平性・透明性の確保

○多様な応募者の参画、厳格なモニタリング、客観性が高い評価指標

### (4) PPP/PFIの事業形成ノウハウの確保

○協議会制度、評価指標(VFMなど)、広域化や共同化、汚泥利活用

### (5) 長期契約の場合の安定的な交付金等の確保

○一括設計審査(全体設計)、イコールフットイング



検討会の様子



地方公共団体からの事例発表



# 国土交通省のPPP／PFI導入に対する支援状況

## 各種ガイドラインの整備

- 包括的民間委託等実施運営マニュアル(H20.6)
- 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン(H26.3)
- 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(H26.3)

## 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

- 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」設置(H27.10)
- ・多様なPPP/PFI手法の導入方策を検討し、情報・ノウハウの共有を図る。
- ・小松市と山元町をモデル都市とし、全国より16の地方公共団体が参画。



### 【主な検討項目】

- ・PPP/PFI手法選定の考え方
- ・導入にあたっての課題の抽出と解決策

## 技術的助言

- PPP/PFIの導入を検討する地方公共団体に対し、技術的な助言を実施。
- 国土交通省の職員が地方公共団体に出向き、PPP/PFIの導入を提案(小松市・高知市・香美市・富山市・黒部市・宇部市・北九州市等)。

## 財政的支援

### ○準備事業への支援

先導的な官民連携事業の導入について、検討・調査を実施しようとする地方公共団体等に対し、検討・調査の費用を助成することで、案件形成を促進。

- ・H25年度 浜松市
- ・H26年度 浜松市、大津市、須崎市
- ・H27年度 宇部市、三浦市

### ○社会資本整備総合交付金の重点配分

- ・下水道分野におけるPPP/PFI事業に対して、社会資本整備総合交付金等の重点配分を実施。

### ○一括設計審査の運用の明確化

- ・PFI等を活用する下水道事業に係る、一括設計審査(全体設計)の運用を明確化。  
(事務連絡「PFI等を活用する下水道事業における一括設計審査(全体設計)の運用について」(H28.1.7))

### ○補助金(民間活カイノベーション推進下水道事業)の創設

下水道施設及び当該施設と一体的な民間施設の整備に関するPPP/PFI事業への補助制度を創設。

各地方公共団体におかれては、様々な支援策を活用しつつ、導入検討を進めていただきたい。

# 地域プラットフォームを活用したPPP/PFI案件形成の支援

地方公共団体及び民間事業者におけるノウハウ・情報の不足及び官民間での対話・提案の場の不足等の現状を踏まえて、PPP/PFIに関する情報・ノウハウの共有・習得、関係者間の連携強化、具体的な案件形成を図るための産官学金の協議の場(地域プラットフォーム)を全国をカバーするブロックごとに形成することとし、H27年度より取り組んでいる。

地域プラットフォームにおいては、コンパクトシティへの取組、地域課題の解決に向けたまちづくり等の地域づくりへの展開にも活用。

## 地域プラットフォームのイメージ

### 地方ブロックプラットフォーム

(注) 全国をカバーするよう地方ブロック単位で形成

- 産 民間事業者、専門家(コンサルタント、会計士、弁護士等)
- 官 地方公共団体(都道府県、市町村)
- 学 大学等
- 金 地方銀行等



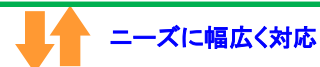
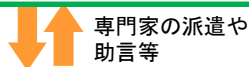
### 地方ブロックプラットフォームの役割

PPP/PFIの案件形成等に係る情報・ノウハウの横展開

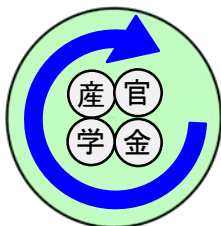
- ・セミナー・シンポジウムの開催
- ・実践的研修の実施等
- ※人口20万人以上の地方公共団体をはじめ広く参加を要請

### 全国9ブロックで設置・セミナーの実施

- ・北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州で産官学金コアメンバー会議の設置(H27・28年度) (産:36団体、官(自治体):161団体、学:23名、金:68行)
- ・全国6カ所で優良事例を紹介するセミナーを実施(参加者合計約1,100名)



### A県地域プラットフォーム



### B市地域プラットフォーム



### 地域プラットフォームの役割

官民間の対話を通じた地域における官民連携事業の案件形成の推進

- ・個別具体的な案件の掘り起こし、形成及び推進
- ・PPP/PFIの事業化候補の案件リストの作成
- ・民間からの提案、官民間の意見交換の場等

※案件形成後、地方ブロックプラットフォームにおいて報告

### 地域プラットフォームの設置

- ・各自治体の要望に基づき順次設置予定